

専決処分第 19 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により下記のとおり専決する。

平成 26 年 8 月 18 日

四万十町長 中尾 博憲

損害賠償の額を定めることについて

- | | | | |
|---|-------|--|-------|
| 1 | 相 手 方 | 住所 | （ 略 ） |
| | | 氏名 | （ 略 ） |
| 2 | 事故の概要 | 平成 26 年 7 月 3 日午後 2 時 00 分頃、会社所有の自動車町道
広瀬線を走行中、道路脇の山手から落石があり、車体を損傷した
もの。 | |
| 3 | 損害賠償金 | 金 93,333 円 | |
| | | 内訳（車両修理費用） | |